

宮崎市告示第300号

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年4月17日

宮崎市長 清山 知憲

1. 件名等

委託業務の件名	小戸小学校バス運行管理業務委託 ⇒以下「本業務」という。
本業務の場所	小戸小学校からパーソルアクアパーク宮崎までの区間
契約期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
本業務の概要	児童のパーソルアクアパーク宮崎でのプール授業時のバス運行管理業務

2. 本業務に係る担当課

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1 宮崎市教育委員会 企画総務課 TEL 0985-85-1822 FAX 0985-44-5445

3. 応募資格要件

本業務の条件付一般競争入札に応募できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
(2)	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の再生計画認可の決定を受けていること。
(4)	民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
	道路運送法上の要件について
(5)	道路運送法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受け、第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいること。
	営業所等の所在地について
(6)	本店、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)を宮崎市内に有すること。

4. 入札手続等

(1)入札参加申込に必要な書類の交付

交 付 場 所	宮崎市ホームページからのダウンロード又は宮崎市企画総務課での配布
交 付 書 類	①条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号)、 ②委任状、③暴力団排除に関する誓約書兼同意書、④その他関連書類

(2)入札参加申込の受付

受 付 場 所	〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1 宮崎市教育委員会 企画総務課 TEL 0985-85-1822 FAX 0985-44-5445
受 付 期 間	告示の日から令和8年5月1日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時45分から16時30分まで)
提 出 方 法	持参又は郵送(郵便書留に限る。)とする。 郵送の場合、令和8年5月1日(金)までに必着。
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号) ・委任状(必要な場合のみ) ・一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることが証明できる書類 ・営業所等を市内に有することが証明できる書類 ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書(参加申込書の提出時において宮崎市競争入札参加資格名簿に登録されている事業者は提出不要)

(3)仕様書等の配布方法

宮崎市ホームページからのダウンロード又は宮崎市企画総務課での配布

(4)仕様書等に関する質疑について

受付期間	告示の日から令和8年4月24日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時45分から16時30分まで)
質疑書の提出方法及び提出先	所定の書式(質疑書)をメールで提出すること。 メールアドレス 45soumu@city.miyazaki.miyazaki.jp
質疑に関する回答	回答は、令和8年4月28日(火)までに、本市ホームページに掲載する。

(5)現場説明会

開催しない。

(次ページあり)

5. 入札の日程等

(1) 入札日程

日時	令和8年5月22日(金) 15時00分
入札場所	宮崎市役所 清武総合支所 5階5A会議室
入札書の提出方法	持参に限るものとする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書及び4. (4)質疑に関する回答を必ず確認すること。 ・入札金額の積算については、「道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運公福第61号、最終改正令和7年9月26日 九州運輸局長 公示『一般貸切旅客自動車運送業の運賃・料金の変更命令について』の運賃・料金の範囲及び適用方法」を順守すること。

(2) その他

入札の無効	宮崎市財務規則(平成元年規則第1号。以下「規則」という。)第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

6. 落札者の決定方法

<p>規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とし、積算書により入札金額積算内容を確認後、落札者を決定する。</p>

7. 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いについては、規則第105条の規定による。	
支払条件	前払金・中間前払金 無	通常払い 1回

掲示終了 令和8年5月1日